

2018/01/29 14:43 現在の情報です。

これは閉鎖された登記簿です。

東京都新宿区舟町9番地4  
株式会社bitFlyer

会社法人等番号	0111-01-068824	
商号	株式会社bitFlyer	
本店	東京都新宿区舟町9番地4	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成26年1月9日	
目的	1 Webサービス及びアプリケーションの企画、設計、開発及び運営管理 2 前号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	10万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万株	
	発行済株式の総数 1万1112株	平成26年 2月27日変更 ----- 平成26年 3月13日登記
	発行済株式の総数 1万2594株 各種の株式の数 普通株式 1万1112株 A種優先株式 1482株	平成26年 6月10日変更 ----- 平成26年 6月23日登記
資本金の額	金2000万円	
	金3000万8000円	平成26年 2月27日変更 ----- 平成26年 3月13日登記
	金9002万9000円	平成26年 6月10日変更 ----- 平成26年 6月23日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	<p>普通株式 9万8518株 A種優先株式 1482株</p> <p>I 残余財産の分配</p> <p>1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、表記「A種優先分配額」記載の金額（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。</p> <p>2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録質権者並びにA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にⅢに定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。</p> <p>3. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。</p> <p>(1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。</p> $\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$ <p>(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。</p> $\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}$	

調整後分配額＝

既発行A種優先株式数＋新発行A種優先株式数

(3) 第(1)号及び第(2)号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### II 金銭と引換えにする取得請求権

1. A種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として14日間（以下、本IIにおいて「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本IIの定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。

2. 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

3. 本IIによるA種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり表記「A種取得金額」記載の金額（以下「A種取得金額」という。）とする。なお、A種優先分配額の調整にかかるI第3項の規定は、A種取得金額に準用するものとする。

4. 本IIによる取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちにA種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。

#### III 普通株式と引換えにする取得請求権

A種優先株主は表記記載の契約締結日以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数は発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

A種取得比率＝

A種取得価額

(2) 上記第(1)号のA種優先株式の基準金額及びA種取得価額は、当初表記記載の「A種取得価額」に相当する金額とする。

#### IV A種取得価額等の調整

IIIに定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額（以下「A種取得価額」という。）は以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、A種取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のA種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを除く。）。但しA種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等A種取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。本②にいう「潜在株式等A種取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行 当該調整前 新発行 1株当たり

株式数×A種取得価額＋株式数×払込金額

調整後A種取得価額＝

既発行株式数＋新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数と、(ii)発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等A種取得価額を、それぞれ意味するものとする。上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、Ⅲに定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。  
上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、以下のいずれかに該当する場合には行われない。

(i) A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主（複数のA種優先株主の合計で過半数以上を有する場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合

(ii) 株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は「取締役会」と読み替える。）の決議に基づいて、普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権を当会社の役員に対して交付する場合

(iii) 株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は「取締役会」と読み替える。）の決議に基づいて、資金調達を主たる目的としない業務提携のために普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権が交付される場合

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整  
A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後 A種取得価額} = \frac{\text{当該調整前 A種取得価額} \times 1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

### (3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役の過半数による可決（当社が取締役会設置会社である場合は「取締役会の決議」と読み替える。）に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

①時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合

②潜在株式等の取得原因が発生する可能性がある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③潜在株式等にかかる第(1)号②に定める潜在株式等A種取得価額が修正される場合

④上記のほか、当社の普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は「取締役会」と読み替える。）が判断する場合  
V 普通株式と引換えにする取得

当社は、以下のいずれかの場合には、株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は「取締役会」と読み替える。）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、Ⅲ及びⅣの定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(1) A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所又はこれに類するものであって外国に所在するものへの上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役の過半数の決定（当社が取締役会設置会社である場合は「取締役会」と読み替える。）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合

(2) 発行済のA種優先株式の総数の過半数を有するA種優先株主（複数のA種優先株主の合計で過半数以上を有する場合を含む。）が、A種優先株式の全てにつき転換することについて書面により同意した場合

### VI 議決権

A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

### VII A種種類株主総会

1. A種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第324条第2項の定めによるA種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### VIII A種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

下記の各事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされない事項は取締役会決議事項とし（当社が取締役会設置会社である場合に限る。）、当社が下記の各事項を行うためには、取締役会（当社が取締役会設置会社である場合に限る。）又は株主総会の決議に加えて、事前にA種種類株主総会の決議を得るものとする。

	<p>(1) 定款変更  (2) 解散決議又は清算手続の開始  (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立、又はこれらに準ずる手続の申立</p> <p>Ⅸ 株式の分割、併合及び株主割当て等  1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。  2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本Ⅸにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。  3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一条件にて与える。</p> <p style="text-align: right;">平成26年 6月 4日設定      平成26年 6月23日登記</p>
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。
役員に関する事項	<p>取締役            加 納 裕 三</p> <p>取締役            小 宮 山 峰 史</p> <p>東京都港区南青山一丁目3番1-2302号  代表取締役      加 納 裕 三</p>
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">平成26年 1月 9日登記</p> <p>平成26年7月7日東京都千代田区永田町二丁目12番8号に本店移転  平成26年 7月23日登記  平成26年 7月23日閉鎖</p>

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。